



福祉施設版

NEWS LETTER

2022年3月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

介護職の処遇改善 これまでと今後

介護職の処遇改善（収入の3%、月額9,000円の賃上げ）が2月から実施されます。当面は交付金で措置されますが、恒久的な賃上げを叶える財源をどう確保するか、議論が広がっています。これまでの取組を振り返ってみましょう。



交付金支給か、介護報酬での対応か

介護職の処遇改善の取組は、2009年度の介護報酬改定と交付金に始まります。しかし、交付金のような時限措置を基本給の引上げにつなげることは実質困難で、このときも一時金などの単発的な対応が主流となりました。

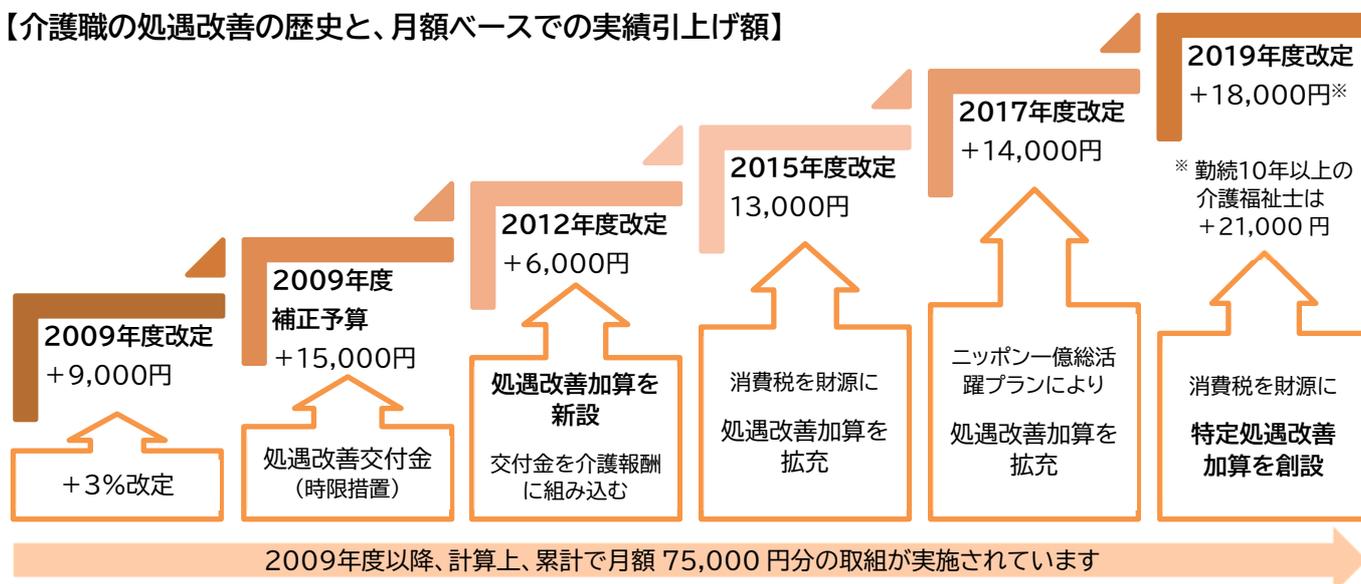
そこで、2012年度改定では、事業者にとって継続可能な賃上げの財源となるよう、**介護職員処遇改善加算**が新設されました。さらに2019年度改定では、経験・技能ある職員に対しさらなる処遇改善を進めることを目的に、

特定処遇改善加算が登場しています。

今回の取組は、9月分までの財源を交付金として予算計上し、10月分以降は臨時改定にて対応する方向で検討されています。政府は確実な賃上げにつながる方策を模索していますが、現場にとっては配分ルールの柔軟性や事務負担の軽減も優先課題です。加えて、安定的な財源となるよう、後に控える2024年度の改定にどう継承されるのかも見逃せません。

参考：財務省 財政制度分科会（2021年11月8日開催）資料
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20211108/01.pdf

【介護職の処遇改善の歴史と、月額ベースでの実績引上げ額】



介護サービスごとの事業所の増減

ここでは2021年12月に発表された調査結果※から、介護サービスごとの施設数や事業所数の増減をみていきます。

居宅介護支援事業所が最も多い

上記調査結果から、2020年10月1日時点の介護サービス（以下、サービス）ごとの施設数や事業所数、2019年からの増減率をまとめると、右表のとおりです。

サービス全体で最も数が多いのは、居宅介護支援事業所の39,284事業所でした。また施設・事業所数が1万を超えるサービスは、以下のとおりです。

【介護予防サービス】

介護予防訪問看護ステーション、介護予防短期入所生活介護

【地域密着型介護予防サービス】

介護予防認知症対応型共同生活介護

【居宅サービス】

訪問介護、訪問看護ステーション、通所介護、短期入所生活介護

【地域密着型サービス】

地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護

前年から増加したサービスが多数に

2019年からの増減率では、増加したサービスの方が多くなりました。サービスごとでは、介護医療院が118.8%で最も高く、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が20.9%で続いています。一方で、介護療養型医療施設が-33.3%で最も減少しました。

コロナ禍での全国の様子はこのようなになりましたが、貴施設の所在地の様子はいかがでしょうか。

介護サービス施設・事業所数の増減(施設・事業所、%)

	2020年	増減率
介護予防サービス事業所		
介護予防訪問入浴介護	1,561	-4.0
介護予防訪問看護ステーション	12,115	7.2
介護予防通所リハビリテーション	8,274	0.6
介護予防短期入所生活介護	11,134	0.9
介護予防短期入所療養介護	5,098	-0.1
介護予防特定施設入居者生活介護	5,033	2.4
介護予防福祉用具貸与	7,463	-1.1
特定介護予防福祉用具販売	7,506	-1.2
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	3,536	-3.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,076	1.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	13,612	1.7
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5,249	1.0
居宅サービス事業所		
訪問介護	35,075	0.7
訪問入浴介護	1,708	-4.6
訪問看護ステーション	12,393	7.0
通所介護	24,087	0.2
通所リハビリテーション	8,349	0.4
短期入所生活介護	11,668	0.9
短期入所療養介護	5,220	-0.2
特定施設入居者生活介護	5,454	2.4
福祉用具貸与	7,545	-1.4
特定福祉用具販売	7,529	-1.3
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,099	7.7
夜間対応型訪問介護	220	-3.5
地域密着型通所介護	19,667	-1.0
認知症対応型通所介護	3,868	-2.6
小規模多機能型居宅介護	5,556	1.0
認知症対応型共同生活介護	13,977	1.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	354	0.6
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	711	20.9
地域密着型介護老人福祉施設	2,413	2.3
居宅介護支援事業所	39,284	-2.1
介護保険施設		
介護老人福祉施設	8,306	0.9
介護老人保健施設	4,304	-0.8
介護医療院	536	118.8
介護療養型医療施設	556	-33.3

厚生労働省「令和2年介護サービス施設・事業所調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和2年介護サービス施設・事業所調査の概況」
2020年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service20/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『パート職員を正職員へ登用した際の年休付与の考え方』



週3日勤務・1日の所定労働時間5時間の勤続3年8ヶ月になるパート職員がいます。本人の希望もあり、4月1日から正職員へ登用することにしました。1月1日に年次有給休暇を8日付与しましたが、4月1日時点で正職員の所定労働日数に応じた年次有給休暇を付与する必要がありますか？



パート職員から正職員へ登用した場合でも、年休を付与する日（基準日）は変わりません。よって、施設はパート職員を正職員に登用したタイミングで、改めて年次有給休暇を付与する必要はありません。

詳細解説：

1. 年次有給休暇の付与ルール

施設は、正職員、パート職員などの雇用形態に関係なく、6ヶ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した職員に対して、年次有給休暇



(以下、年休)を付与しなければなりません(労働基準法第39条)。付与する日数は、基準日における週の所定労働時間と所定労働日数をもとに決定され、基準日から1年を経過するごとに、勤続年数に応じた日数を付与します。

2. パート職員を正職員へ登用した際の取扱い

パート職員を正職員へ登用することにより、所定労働日数が増えたとしても、基準日を変える必要はありません。そのため、質問のように1月1日の基準日に年休を付与したのであれば、4月1日に改めて付与する必要はなく、また所定労働日数が増加した分の年休を追加して付与する必要もありません。次の基準日である1月1日に正職員としての年休を付与することで足ります。この取扱いは、正職員からパート職員へ転換した場合も同様です。

正職員登用時の留意点として、年休を取得したときの賃金の取扱いがあります。職員が年休を取得した日の賃金は①平均賃金、②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、③標準報酬日額のいずれかの方法で支払うと定められています。一般的には②の方法が多く採用されており、パート職員が年休を取得したときは、時給に所定労働時間を乗じて計算した賃金を支払っています。正職員へ登用後に、パート職員のとくに付与した年休を取得した場合であっても、取得時(登用後)の雇用契約の内容に基づき賃金を支払う必要があります。そのため、1日の所定労働時間が5時間だったパート職員を、1日の所定労働時間が8時間の正職員へ登用した場合、登用後は8時間働いたものとして取り扱います。正職員の場合、実質的には年休を取ったとしても月給分を支払うことになるでしょう。

施設がパート職員を正職員へ登用しても改めて年休を付与する必要はありませんが、年休を取得した日の賃金の取扱いや、登用後の新たな基準日に付与する年休の日数が変わることがあります。そのため、勤怠システム等を利用して年休を管理しているときは、適切な管理ができるかを確認しましょう。

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『効率の阻害 ②指図』



効率の阻害 ②指図



ワンポイントアドバイス

今回の事例でのアイさんは、混雑していることから積極的に利用者様を誘導していたようですが、利用者様のご家族は不愉快に感じたようです。

なぜ不愉快に感じたのか、お分かりになりますでしょうか。

今回のアイさんのような、

「今日は混んでいるから、こっちからで」

「終わったら、次はあっちね」

などと誘導する口調は、相手にとって**“指図されている”**ように感じます。

相手を指図（コントロール）することは、一見すると『生産性が高い』ように思えますが、相手はその対応を不愉快に感じます。

不愉快に感じた利用者様からお叱りを受けてしまえば、その対応に時間がかかり、かえって仕事の効率が悪くなってしまいます。

利用者様で混雑しているときは、効率の良い流れを考えてスタッフが誘導しなければなりません。利用者様に自分の思うように動いていただくには、指図をするのではなく、**“自分の言ったことを聞いていただける自分創りをする”**ことです。

それは、いつもの仕事の仕方（言葉遣いや態度、行動）から、創っていくものです。自分創りができているならば、優しい笑顔でお願いするだけで、利用者様は聞き入れてくれることでしょう。

生産性を上げるには、利用者様にとって心地よいコミュニケーション（接遇）を心がけましょう。